

日本音楽教育学会選挙管理委員会規定

第1条 本会会則第10条1項、3項および細則第24条にもとづき、選挙管理委員会をおく。

第2条 この委員会は、別に定める「日本音楽教育学会会長・理事選挙実施要領」にもとづき、次の事項を取り扱う。

- (1) 会長選挙の管理・運営
- (2) 理事選挙の管理・運営

第3条 会長選挙の管理および運営に当たり、次の事項を扱う。

- (1) 選挙権者、被選挙権者名簿の確定
- (2) 会長選挙の公示
- (3) 電子投票システム委託業者の選定および委託内容の確認
- (4) 実施要領の確認
- (5) 当選者の決定
- (6) 当選者に対する当選通知
- (7) 確定得票数の理事会への通知（一週間以内）
- (8) 選挙結果の会員への報告（投票総数、投票率、当選者および次点者の氏名と得票数）

第4条 理事選挙の管理および運営に当たり、次の事項を扱う。

- (1) 選挙権者、被選挙権者名簿の確定
- (2) 各地区の理事定数の確定（細則第20条参照）
- (3) 理事選挙の公示
- (4) 電子投票システム委託業者の選定および委託内容の確認
- (5) 実施要領の確認
- (6) 当選者の決定
- (7) 当選者に対する当選通知
- (8) 確定得票数の理事会への通知（一週間以内）
- (9) 選挙結果の会員への報告（地区ごとの投票総数、投票率、当選者および次点者の氏名）

第5条 この規定に定めるもののほか、会長・理事選挙実施と当選者確定に必要な事項は、この委員会が決定する。

第6条 この委員会は、現理事を除く会員の中から会長委嘱による5名の委員によって構成する。ただし、選挙管理委員が役員に就任した場合は、直ちに委員を辞するものとする。なお、欠員者については、役

員でない者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 この委員会に委員長および副委員長各1名を置くものとし、それぞれ委員の中から互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

第9条 選挙に関する事務その他については、全委員出席のもと、選挙実施前に協議決定する。

附 則

電子投票が困難な会員による投票に関しては、従前（平成18年10月28日一部改正）の規定によるものとする。

この規定は、令和7年11月9日から改定施行する。

日本音楽教育学会会長・理事選挙実施要領

I 会長選挙

- 1 選挙権者・被選挙権者名簿の確定は、改選前年度の4月末日に行う。（細則第15・16条参照）
- 2 選挙権者に対する「電子投票用パスワード」の通知は、郵送による。
- 3 投票は電子システムによるものとし、選挙権者は、電子投票のためのウェブサイト上に表示される「被選挙権者名簿」の中から会長候補者を選び投票を行う。
- 4 委員会は、電子投票のためのウェブサイト上に次のa) b) c) 等を記載した「日本音楽教育学会会長選挙公報」を提示しなければならない。
 - a) 被選挙権者名簿（五十音順）
 - b) 投票期限
 - c) その他投票上の注意事項
- 5 会長選挙の手続き
 - (1) 会長選挙は単記無記名の電子投票とする。
 - (2) 得票順1位の者を当選者とする。
 - (3) 得票同数の時は、当該者間の抽選により決定する。
 - (4) 当選者は、原則として会長を辞任することはできない。ただし、特別な事情がある場合は、理事会へその理由を述べ、了承を得て辞退することができる。
 - (5) 辞退者が生じた場合、次点者を繰り上げて当選者を確定する。

II 理事選挙

- 1 選挙権者・被選挙権者名簿の確定は、改選前年度の4月末日に行う。（細則第15条・第17条）
- 2 選挙権者に対する「電子投票用パスワード」の通知は、郵送による。
- 3 投票は電子システムによるものとし、選挙権者は、電子投票のためのウェブサイト上に表示される「被選挙権者名簿」の中から理事候補者を選び投票を行う。
- 4 委員会は、電子投票のためのウェブサイト上に次のa) b) c) d) 等を記載した「日本音楽教育学会理事選挙公報」を提示しなければならない。
 - a) 地区別会員数および理事定数
 - b) 被選挙権者名簿

- c) 投票期限
- d) その他投票上の注意事項

5 理事選挙の手続き

- (1) 理事選挙は無記名の電子投票とする。その際、投票は~~は~~第21条で定められている人数を上限とし、その数に満たない投票も有効とする。
- (2) 当選者の決定は、得票順とする。
- (3) 同点者が生じた場合は、選挙管理委員会において抽選により決定する。
- (4) 理事当選者に会長当選者が含まれている場合は、会長当選者の所属地区の次点者を理事当選者とする。
- (5) 当選者は、原則として理事を辞退することはできない。ただし、特別な事情がある場合は、会長へその理由を述べ、了承を得て辞退することができる。
- (6) 辞退者が生じた場合は、得票数の多い順に繰り上げて当選者を確定する。

附 則

電子投票が困難な会員による投票は、従前（令和元年10月19日一部改正）の実施要領によるものとする。
この要領は、令和7年11月9日から改定施行する。